

久留米工業高等専門学校専攻科における単位の修得に関する規程

(平成18年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、久留米工業高等専門学校学則第53条第3項の規定に基づき、専攻科の修了に必要な単位の修得について定めることを目的とする。

(修了に要する単位数)

第2条 専攻科の修了に要する単位数は、65単位以上とする。ただし、専攻科の単位を修得し修了するには学則第49条別表第3に示す機械・電気システム工学専攻と物質工学専攻の各系（以下「コース」という。）のいずれかを履修しなければならない。

第3条 機械・電気システム工学専攻及び物質工学専攻のコースは、以下のとおりとする。

機械・電気システム工学専攻：機械工学コース、電気電子工学コース、制御情報工学コース

物質工学専攻：生物応用化学コース、材料工学コース

(他大学等での単位の修得)

第4条 前条の規定にかかわらず、他の大学等において修得した単位は、6単位を限度に一般科目選択の専攻科特論一般Ⅰ、Ⅱ又は専門基礎科目選択の専攻科特論専門Ⅰ、Ⅱの修得単位として置換えることができる。ただし、この場合も専門基礎選択科目10単位以上、専門選択科目12単位以上修得しなければならない。

(他コースの修得)

第5条 単位の修得にあたっては、他コースの選択科目を、4単位を限度として修得することができ、修了に要する単位として認めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 久留米工業高等専門学校専攻科の単位の修得に関する規程（平成15年4月1日制定）は、この規程制定の日から廃止する。
- 3 この規則は平成18年度入学者から適用し、平成17年度以前入学者の単位の修得に関しては、なお従前の例による。